

重要事項説明書

1 当社のサービス方針等

私たちは、医療・保健・福祉の分野で、地域の方々の生活を生涯に渡って支えることに最善を尽くし、そしてそこで働いていることに誇りを持ちます。

2 事業の目的と運営方針

事業者（訪問看護）は、利用者に対し、その居宅（自宅）において看護師その他省令で定める者が利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援します。

また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の医療・保健・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

1. 事業者概要

事業者名称	訪問看護ステーション・Art de vivre (アールド ビーブル)
所在地	大阪府箕面市船場東2丁目5番47号COM3号館8階
法人種別	営利法人 株式会社 エンジェル
代表者名	白坂 昌子
電話番号	072-735-7223

2. 事業者が大阪府知事から指定を受けている名所

事業所

事業所名称 (指定番号)	サービスの種類
訪問看護ステーション・Art de vivre (アールド ビーブル) 14-90057	訪問看護 (医療保険・高齢者医療・精神自立支援医療)

3. ご利用事業所

事業者名称	訪問看護ステーション・Art de vivre (アールド ビーブル)
指定番号	大阪府指定 14-90057号
所在地	大阪府箕面市船場東2丁目5番47号COM3号館8階
電話番号	072-735-7223

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針

- (1) 訪問看護ステーション・Art de vivre (アールド ビーブル) (以下、事業所という) の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 事業所は、必要ときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

5. ご利用事業所の職員体制

職 種	常勤	非常勤	計
管理者	1名	0名	1名
看護師	3名	5名	8名
言語聴覚士	0名	1名	1名
事務員	1名	0名	1名

管理者 妹尾 智美

6. 営業時間

営業日 月曜日～土曜日

ただし、日曜、12月30日～1月3日までを除く。

営業時間	午前9時30分～午後6時 (月曜日～土曜日) 午前9時30分～12時30分(祝日)
------	---

連絡体制 24時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制としています。

7. 営業地域

通常の営業地域	箕面市、池田市、豊中市、吹田市、大阪市とする。
---------	-------------------------

8. 利用料とサービスについて

毎月、15日前後に請求書を訪問時お渡しします。

現金を事業所が用意した封筒に入れ、看護師にお渡し下さい。

また、振込みの場合は、指定の口座に翌月までにお願ひします。

領収書は随時、お渡しします。

提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状、障害、日常生活の状態や療養環境のアセスメント ② 清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援 ③ 褥創の予防、処置 ④ 日常生活、社会生活の自立を図るリハビリテーション ⑤ ターミナル期の看護 ⑥ 認知症、精神障害の看護 ⑦ 生活、介護の指導、相談 ⑧ カテーテル等の管理 ⑨ 服薬指導、管理 ⑩ 医師の指示による医療処置検査の補助 ⑪ 日常生活用具の選択、使用方法の訓練

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体

を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

【法廷利用料自己負担金】

医療保険 保険料

自己負担は、利用料金の合計に対し、利用者が提示する被保険者証や各種受給者証で確認される負担率1割～3割をご負担します。受給者証の種類によっては、公費負担が適応となり、自己負担が減額される場合があります。なお、保険が適応されない場合の費用は全額自己負担となります。

令和8年6月現在

サービス内容	10割	ご利用料			
		1割負担	2割負担	3割負担	
○訪問看護基本療養費Ⅰ					
週3回まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
週4日以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合(月1回)	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
○訪問看護基本療養費Ⅱ(同一建物の居住者)					
同一日2人	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
同一日3人以上9人以下	週3日目まで	2,780円	278円	556円	834円
	週4日以降	3,280円	328円	656円	984円
○訪問看護基本療養費Ⅲ(入院中に外泊した場合)	8,500円	850円	1,700円	2,550円	
○訪問看護管理療養費(1日につき)					
月の初日	7,710円	771円	1,542円	2,313円	
2日目以降(単一建物居住者が20人未満)	3,010円	301円	602円	903円	
2日目以降②	2,500円	250円	500円	750円	
○精神科訪問看護基本療養費Ⅰ					
週3回まで(30分未満)	4,250円	425円	850円	1,275円	
週3回まで(30分以上)	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
週4日以上(30分未満)	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
週4日以上(30分以上)	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
○精神科訪問看護基本療養費Ⅲ(同一建物の居住者)(30分未満)					
同一日2人	週3日目まで	4,250円	425円	850円	1,275円
	週4日以降	5,100円	510円	1,020円	1,530円
同一日3人以上	週3日目まで	2,130円	213円	426円	639円
	週4日以降	2,550円	255円	510円	765円
○精神科訪問看護基本療養費Ⅳ(入院中に外泊した場合)	8,500円	850円	1,700円	2,550円	
○6歳未満は訪問看護管理療養費に加算(1日につき)					
乳幼児加算(6歳未満)(別に厚生労働大臣が定めるものに該当)	1,800円	180円	360円	540円	
乳幼児加算(6歳未満)(それ以外)	1,400円	140円	280円	420円	
○その他加算					
○24時間対応体制加算(1月につき)イ	6,800円	680円	1,360円	2,040円	
○24時間対応体制加算(1月につき)ロ	6,520円	652円	1,304円	1,956円	
○特別管理加算(1月につき)	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
※利用者の状態に応じ	2,500円	250円	500円	750円	
○難病等複数回訪問	1日2回訪問(同一建物内1人又は2人)	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上(同一建物内1人又は2人)	8,000円	800円	1,600円	2,400円

○難病等複数回訪問	1日2回訪問(同一建物内3人以上9人以下)	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上 (同一建物内3人以上9人以下月20日目まで)	7,200円	720円	1,440円	2,160円
	1日3回以上 (同一建物内3人以上9人以下月21日目以降)	6,900円	690円	1,380円	2,070円
○退院時共同指導加算(1月につき)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理加算対象者は右記料金を加算		2,000円	200円	400円	600円
○早朝・夜間加算(6:00~8:00・18:00~22:00)同一建物内1人又は2人※		2,100円	210円	420円	630円
○深夜加算(同一建物内1人又は2人)※		4,200円	420円	840円	1,260円
※同一建物内3人以上9人以下の月15日目までは同料金、月16日目以降は(早朝・夜間)1,900円(深夜)4,000円					
○複数名訪問看護加算(同一建物内1人又は2人)					
看護師と看護師の場合(週1回まで)		4,500円	450円	900円	1,350円
看護師と看護補助者の場合	1日1回	3,000円	300円	600円	900円
	1日2回	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	1日3回以上	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
○複数名訪問看護加算(同一建物内3人以上9人以下)					
看護師と看護師の場合(週1回まで)		4,000円	400円	800円	1,200円
看護師と看護補助者の場合	1日1回	2,700円	270円	540円	810円
	1日2回	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	1日3回以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円
○複数名精神科訪問看護加算					
看護師と看護師の場合	1日1回	4,500円	450円	900円	1,350円
看護師と看護師の場合	1日2回	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	1日3回以上	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
看護師と看護補助者	1日1回(週1回まで)	3,000円	300円	600円	900円
○(精神科)長時間訪問看護加算(週1回まで)		5,200円	520円	1,040円	1,560円
○(精神科)緊急訪問看護加算(1日につき)月14日まで		2,650円	265円	530円	795円
○(精神科)緊急訪問看護加算(1日につき)月15日以降		2,000円	200円	400円	600円
○退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
○長時間による退院支援指導加算		8,400円	840円	1,680円	2,520円
○在宅患者連携指導加算(1月につき)		3,000円	300円	600円	900円
○在宅患者緊急時等カンファレンス加算(1月につき2回)		2,000円	200円	400円	600円
○訪問看護医療情報連携加算(1月につき)		1,000円	100円	200円	300円
○訪問看護ターミナル療養費(在宅又は施設へ訪問)		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
○訪問看護情報提供療養費(1月につき)		1,500円	150円	300円	450円
○看護・介護職員連携強化加算(1月につき)		2,500円	250円	500円	750円
○訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)(1月につき)※R9年5月まで		1,050円	105円	210円	315円
○訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)(1月につき)※R9年6月~		2,100円	210円	420円	630円
○訪問看護物価対応料(1日につき)※令和9年6月以降は、所定額の100分の200に相当する額を算定する。					
月の初日		60円	6円	12円	18円
2日目以降		20円	2円	4円	6円
○訪問看護医療DX情報活用加算(1月につき)		50円	5円	15円	15円

訪問看護情報提供療養費1*	1,500円
訪問看護情報提供療養費2*	1,500円
訪問看護情報提供療養費3*	1,500円
営業日以外の訪問 ※休日、年末年始等	3,000円
キャンセル料	2,000円
有料道路、有料駐車場	実費
エンゼルケア	15,000円

*1は厚生労働大臣が定めた疾病等の利用者について、市区町村等からの求めに応じて情報提供した場合に算定

*2は厚生労働大臣が定めた疾病等の利用者で小中学校に入学・転入等で初めて学校に在籍した利用者について、学校からの求めに応じて情報提供した場合に算定

*3は保険医療機関、老人保健施設等に入院または入所する利用者について、訪問看護情報を情報提供した場合に算定

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

- ① 在宅自己腹膜灌かん流指管理、在宅血液透析指管理、在宅酸素療法指管理、在宅中心静脈栄養法指管理、在宅成分栄養経管栄養法指管理、在宅自己導尿指管理、在宅持続陽圧呼吸療法指管理、在宅悪性腫瘍患者指管理、在宅自己疼痛管理指管理、在宅肺高血圧症患者指管理又は在宅気管切開患者指管理を受けている状態
- ② 気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※ 長時間訪問看護加算は、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※ 中山間地域等における小規模事業所加算は、サービスを提供する訪問看護事業所が次の地域にあり、1月当たりの延訪問回数(前年の平均延訪問回数)が100回以下の事業所である場合に、利用者の同意を得て加算します。なお、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。

中山間地域等：千早赤阪村の全域、太子町の一部(山田)、能勢町の一部(東郷、田尻、西能勢)

※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。また、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。

中山間地域等：千早赤阪村の全域、太子町の一部(山田)、能勢町の一部(東郷、田尻、西能勢)

- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く。)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、別途医療保険による訪問看護の提供となります。(このことについては、別途説明します。)

在宅看取りで看護師がエンゼルケアを行った場合、自費で別途15000円いただいています。

その他の費用について

① 交通費	ステーションから片道5キロメートル未満 無料 ステーションから片道5キロメートル以上 500円						
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">前日夕5時までのご連絡の場合</td> <td>キャンセル料は不要です</td> </tr> <tr> <td>前日夕5時以降のご連絡の場合</td> <td>2000円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	前日夕5時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です	前日夕5時以降のご連絡の場合	2000円		
前日夕5時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です						
前日夕5時以降のご連絡の場合	2000円						
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。							
③ サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。						

※有料駐車場や有料道路を使用しなければならない場合については、利用者（お客様）の自己負担が発生いたします。（利用料とともに請求させていただきます。）

9. 緊急時の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援業者等に連絡します。

ご利用者（家族） _____

主治医 _____

10. 暴力への対応・事故発生時の対応方法について

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力等があった場合、サービスを中止する場合があります。利用者に対する事故が発生した場合は市町村、利用者の家族、利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社
保険名 訪問看護業務危険・訪問看護施設保険
保障の概要 対人・対物・人格・訴訟

虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為次に掲げるとおり必要な措置をとります。

虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者 代表取締役 白坂 昌子

従業者に対する虐待防止を啓発普及するために研修を実施しています。

介護相談員を受け入れます。

サービス提供中に従業者、擁護者による虐待を発見した場合は速やかに市町村に通報します。

11. 苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション 担当者 白坂	072-735-7223
大阪府社会福祉協議会運営適正委員会 (福祉サービス苦情解決制度)	06-6191-3130
大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課	06-6949-5418
豊中市福祉サービス苦情調整委員会	06-6858-2815
池田保健所 (池田市・箕面市・豊能町・能勢町)	072-751-2990
豊中保健所 (豊中市)	06-6849-1721
吹田保健所 (吹田市)	06-6339-2225
() 市役所	() -

1 2. 事業所側からの契約解除について

他の利用者様の訪問に支障をきたす迷惑行為等及び話し合いなどにおいて信頼関係の回復が困難で、事業所として通常の訪問看護を行えない状態になったと判断した場合。

1 3. 指定訪問看護サービス内容の見積もり

① 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険適用の場合）

曜日	訪問時間
サービス内容	
上限額	
利用者負担額	
1 週あたりの利用料、利用者負担額	合計

1 4. 重要事項説明書の年月日

この重要事項説明書の説明年月日

年 月 日

1 5. 上記について（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 8 条の規定に基づき、利用者には説明を行いました。）

事業所所在地 大阪府箕面市船場東 2 丁目 5 番 47 号 COM3 号館 8 階

法人名 株式会社 エンジェル

代表者名 白坂 昌子

事業所名 訪問看護ステーション アール・ド・ビーブル

説明者名

上記の説明を事業者から確かに受けました。

利用者 住所

氏名

介護 ・ 介護予防 重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の開始にあたり、厚生省令第 37 号（厚生労働省令第 79 号改正）第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	訪問看護ステーション・Art de vivre (アールド ビーブル)
所在地	大阪府箕面市船場東 2 丁目 5 番 47 号 COM3 号館 8 階
法人種別	営利法人 株式会社 エンジェル
代表者名	白坂 昌子
電話番号	072-735-7223

2. 事業者が有する介護保険法令に基づき大阪府知事から指定を受けている指定された事業所

事業所名称 (指定番号)	サービスの種類
訪問看護ステーション・Art de vivre (アールド ビーブル) 2761490057	介護訪問看護・介護予防訪問看護

3. ご利用事業所

事業者名称	訪問看護ステーション・Art de vivre (アールド ビーブル)
指定番号	大阪府指定 2761490057 号
所在地	大阪府箕面市船場東 2 丁目 5 番 47 号 COM3 号館 8 階
電話番号	072-735-7223

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針

- (1) 訪問看護ステーション・Art de vivre (アールド ビーブル) (以下、事業所という) の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支

援します。

- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

5. ご利用事業所の職員体制

職 種	常勤	非常勤	計
管理者	1名	0名	1名
看護師	3名	5名	8名
言語聴覚士	0名	1名	1名
事務員	1名	0名	1名

管理者 妹尾 智美

6. 営業時間

営業日 月曜日～土曜日

ただし、日曜、12月30日～1月3日までを除く。

営業時間	午前9時30分～午後6時 (月曜日～土曜日) 午前9時30分～12時30分 (祝日)
------	---

連絡体制 24時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制としています。

7. 営業地域

通常の営業地域	箕面市、池田市、豊中市、吹田市、大阪市とする。
---------	-------------------------

8. 利用料とサービスについて

毎月、15日前後に請求書を訪問時お渡しします。

現金を事業所が用意した封筒に入れ、看護師にお渡し下さい。

また、振込みの場合は、指定の口座に翌月までお願いします。

領収書は随時、お渡しします。

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	<p>訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。</p> <p>具体的な訪問看護の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 病状、障害、日常生活の状態や療養環境のアセスメント ② 清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援 ③ 褥創の予防、処置 ④ 日常生活、社会生活の自立を図るリハビリテーション ⑤ ターミナル期の看護 ⑥ 認知症、精神障害の看護 ⑦ 生活、介護の指導、相談 ⑧ カテーテル等の管理 ⑨ 服薬指導、管理 ⑩ 医師の指示による医療処置検査の補助 ⑪ 日常生活用具の選択、使用方法の訓練

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

※ 指定訪問看護ステーションの場合

※介護保険 令和8年6月～

介護 サービス内容	備考	単位数	ご利用料		
			1割	2割	3割
【看護師による訪問看護】					
訪問看護 I 1	20分未満	314単位	340円	680円	1,021円
訪問看護 I 2	30分未満	471単位	510円	1,021円	1,531円
訪問看護 I 3	30分以上60分未満	823単位	892円	1,784円	2,676円
訪問看護 I 4	60分以上90分未満	1,128単位	1,222円	2,445円	3,668円
【理学療法士等による訪問看護】					
訪問看護 I 5	(1回20分)	294単位	318円	637円	956円
介護予防 サービス内容	備考	単位数	ご利用料		
			1割	2割	3割
【看護師による訪問看護】					
予防訪問看護 I 1	20分未満	303単位	328円	656円	985円
予防訪問看護 I 2	30分未満	451単位	488円	977円	1,466円
予防訪問看護 I 3	30分以上60分未満	794単位	860円	1,721円	2,582円
予防訪問看護 I 4	60分以上90分未満	1,090単位	1,181円	2,363円	3,544円
【理学療法士等による訪問看護】					
予防訪問看護 I 5	(1回20分)	284単位※1	307円	615円	923円

○1単位=10.84円

【介護予防訪問看護における訪問リハの単位数についての注意点】

※1 1日につき2回を超えて実施する場合は90/100

○理学療法士が行う訪問看護については、その実施した内容を訪問看護報告書に添付することとする

○対象者の範囲について、理学療法士等が行う訪問看護については、訪問リハビリテーションと同様に通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合を追加

○理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合
1回につき -8単位

○利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合の減算
「理学療法士等の訪問回数が超過している場合」の減算が適用される場合 1回につき -15単位

上記の減算が適用となっていない場合 1回につき -5単位

その他加算

介護 サービス内容	備考	単位数	ご利用料		
			1割	2割	3割
初回加算(Ⅰ)		350単位	379円	758円	1,138円
初回加算(Ⅱ)		300単位	325円	650円	975円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回の訪問につき	6単位	6円	13円	19円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回の訪問につき	3単位	3円	6円	9円
退院時共同指導加算	1回につき	600単位	650円	1,300円	1,951円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600単位	650円	1,300円	1,951円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500単位	542円	1,084円	1,626円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250単位	271円	542円	813円
夜間・早朝加算	夜間(18時～22時) 早朝(6時～8時) は訪問看護費の25%増				
深夜加算	深夜(22時～6時) は訪問看護費の50%増				
複数名訪問可算 (看護師と看護師の場合)	30分未満	254単位	275円	550円	826円
	30分以上	402単位	435円	871円	1,307円
複数名訪問可算 (看護師と看護補助の場合)	30分未満	201単位	217円	435円	653円
	30分以上	317単位	343円	687円	1,030円
長時間訪問看護加算	90分以上の訪問1回	300単位	325円	650円	975円
ターミナルケア加算 (介護予防は適用されません)	死亡月につき	2,500単位	2,710円	5,420円	8,130円
看護・介護職員 連携強化加算	1回につき	250単位	271円	542円	813円
口腔連携強化加算	1月につき	50単位	54円	108円	162円
遠隔死亡診断補助加算	1回につき	150単位	162円	325円	487円
訪問看護処遇改善加算	1月につき	所定単位数の1.8%※2			

※2 所定単位数とは基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

保険適応外料金については、個別にお問い合わせください。なお、複数のサービスをご利用の場合、ご利用料の合計が四捨五入の関係で変わることがあります。

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行いません。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。
- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかつこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅自己腹膜灌かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ② 気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態

- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日前 1 4 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 3 0 分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1 時間以上 1 時間 3 0 分未

満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

- ※ 中山間地域等における小規模事業所加算は、サービスを提供する訪問看護事業所が次の地域にあり、1月当たりの延訪問回数(前年の平均延訪問回数)が100回以下の事業所である場合に、利用者の同意を得て加算します。なお、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。

中山間地域等：千早赤阪村の全域、太子町の一部(山田)、能勢町の一部(東郷、田尻、西能勢)

- ※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。また、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。

中山間地域等：千早赤阪村の全域、太子町の一部(山田)、能勢町の一部(東郷、田尻、西能勢)

- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く。)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。(このことについては、別途説明します。)

在宅看取りで看護師がエンゼルケアを行った場合、別途自費で15000円いただいております。

9. その他の費用について

① 交通費	ステーションから片道5キロメートル未満	無料
	ステーションから片道5キロメートル以上	500円
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日夕5時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	前日夕5時以降のご連絡の場合	2000円

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

③ サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。
--	---------------------

※ 有料駐車場や有料道路を使用しなければならない場合については、利用者（お客様）の自己負担が発生いたします。（利用料とともに請求させていただきます。）

10. 緊急時の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援業者等に連絡します。

ご利用者（家族） _____

主治医 _____

11. 暴力への対応・事故発生時の対応方法について

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力等があった場合、サービスを中止する場合があります。利用者に対する事故が発生した場合は市町村、利用者の家族、利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保険名 訪問看護業務危険・訪問看護施設保険

保障の概要 対人・対物・人格・訴訟

虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為次に掲げるとおり必要な措置をとります。

虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者 代表取締役 白坂 昌子

従業者に対する虐待防止を啓発普及するために研修を実施しています。

介護相談員を受け入れます。

サービス提供中に従業者、擁護者による虐待を発見した場合は速やかに市町村に通報します。

1 2. 苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション 担当者 白坂	0 7 2 - 7 3 5 - 7 2 2 3
大阪府社会福祉協議会運営適正委員会 (福祉サービス苦情解決制度)	0 6 - 6 1 9 1 - 3 1 3 0
大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課	0 6 - 6 9 4 9 - 5 4 1 8
豊中市福祉サービス苦情調整委員会	0 6 - 6 8 5 8 - 2 8 1 5
池田保健所 (池田市・箕面市・豊能町・能勢町)	0 7 2 - 7 5 1 - 2 9 9 0
豊中保健所 (豊中市)	0 6 - 6 8 4 9 - 1 7 2 1
吹田保健所 (吹田市)	0 6 - 6 3 3 9 - 2 2 2 5
箕面市役所	0 7 2 - 7 2 3 - 2 1 2 1

1 3. 事業所側からの契約解除について

他の利用者様の訪問に支障をきたす迷惑行為等及び話し合いなどにおいて信頼関係の回復が困難で、事業所として通常の訪問看護を行えない状態になったと判断した場合。

1 4. 指定訪問看護サービス内容の見積もり

① 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険適用の場合）

曜日	訪問時間
サービス内容	
介護保険利用料	
利用者負担額	
1 週あたりの利用料、利用者負担額	合計

1 5. 重要事項説明書の年月日

この重要事項説明書の説明年月日
年 月 日

16. 上記について（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業所所在地 大阪府箕面市船場東2丁目5番47号COM3号館8階
法人名 株式会社 エンジェル
代表者名 白坂 昌子
事業所名 訪問看護ステーション アール・ド・ビーブル
説明者名

上記の説明を事業者から確かに受けました。

利用者 住所

氏名
